

国連 INC 議長は新たなプラスチック条約草案を公表

(一財) 化学研究評価機構

食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・INC の議論は、これまで、局 (Bureau) 会議の事前検討を経て INC の会期で交渉してきたが、会期の中で各国から相反する意見とともに新たな意見が示されることで、合意に至らない状況が続いていた。この背景の一つとして、世界を 6 つの地域に分けその代表最大 11 名からなる局の会議では、全ての国の意見が事前に充分把握されない問題が潜在していた。

・INC-5.3 で新たに選任されたコルダノ議長 (チリ) は、局会議とともに全ての国の代表からなる主席交渉官 (HOD) 会議を開催し、またリモート会議に留まらず対面での会議まで開催して事前交渉を行う戦略を取った。

INC-5.4 に向けた動き

主席交渉官 (HOD) 会議	局 (Bureau) 会議
・ 2026 年 3 月 12 日 (リモート)	・ 2026 年 3 月 5 日
・ 2026 年 4 月 30 日 (リモート)	・ 2026 年 3 月 26 日
・ 2026 年 6 月 3～4 日 (リモート)	・ 2026 年 4 月 23 日
・ 2026 年 6 月 30 日～7 月 3 日 (対面、ケニア)	・ 2026 年 5 月 25 日
・ 2026 年 9 月 8～9 日 (リモート)	・ 2026 年 6 月 18 日
・ 2026 年 9 月 27 日～30 日 (対面、タイ)	・ 2026 年 6 月 29 日
・ 2027 年 1 月 25 日～2 月 2 日 (対面)	・ 2026 年 8 月 5 日 (いずれもリモート)

・INC 議長は職権に基づきこれまで計 6 件のプラスチック条約草案を示してきたが、コンセンサスに至らない条文について各国の相反する意見を機械的に併記することがあった。これにより、これまでの条約草案の多くは極めて複雑な構成、内容を示し、交渉の場で事実上利用できない問題があった。

・ 2026 年 8 月 8 日議長は非公式に新たなプラスチック条約草案を公表した。

第 1 条 目的	第 17 条 公衆への情報提供、意識啓発、教育及び研究
第 2 条 原則及びアプローチ	第 18 条 締約国会議
第 3 条 定義	第 19 条 補助機関
第 4 条 プラスチック製品	第 20 条 事務局
第 5 条 プラスチック製品の設計	第 21 条 紛争の解決
第 6 条 放出及び漏出	第 22 条 条約の改正
第 7 条 プラスチック廃棄物の管理	第 23 条 附属書の採択及び改正
第 8 条 既存及び過去のプラスチック汚染	第 24 条 投票権
第 9 条 公正な移行	第 25 条 署名
第 10 条 資金的資源及びメカニズム	第 26 条 批准、受諾、承認又は加入
第 11 条 国際協力を含む能力構築、技術支援及び技術移転	第 27 条 発効
第 12 条 実施及び遵守	第 28 条 留保
第 13 条 国内計画	第 29 条 脱退
第 14 条 報告	第 30 条 寄託者
第 15 条 有効性の評価	第 31 条 正文
第 16 条 情報の交換	

条文はこれまでより全体にシンプルな構成、内容になっている。この改善効果は、HOD 会議での事前交渉が機能したと考えられる。

・今回のプラスチック条約草案は、2026 年 9 月 27 日～30 日 HOD 会議後、第 2 版が策定され、2027 年 3 月 13～24 日 INC-5.4 で「交渉支援文書」として利用される。

INC「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法上拘束力ある協定を策定する政府間交渉委員会（INC）議長による交渉支援文書への説明注記」2026 年 8 月 8 日
<https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/b62391c4-5162-4d2c-b2f0-b48a25143eb9/content>

委員の皆様へ

2026 年 6 月 30 日から 7 月 3 日までナイロビで開催された INC 首席交渉官（HOD）非公式対面会合の閉会時にご説明した通り、ここに「交渉支援文書」をお届けできることを嬉しく思います。本文書は、事務局の支援を得て、私の責任の下で作成されました。これは非公式な参考文書であり、交渉済み又は合意済みのテキストを構成するものではありません。そ

の目的は、今後の議論を円滑にし、INC 第 5 回会期第 4 部 (INC-5.4) に向けた取組みの次の段階における関与のあり方を構成する一助とすることにあります。

本文書は、これまでの進捗状況を反映しつつ、我々の作業における様々な要素に対してバランスの取れたアプローチを提示しようとする私の最大限の努力の結晶です。ここには、過去の INC 会合において委員の皆様によって既に検討・議論された多岐に亘る論点がまとめられています。本文書は、委員の皆様の立場を予断するものでも、今後の作業において重要と考える論点を提起し続けたり、可能な解決策を模索したりする皆様の能力を制限するものでもありません。

更に、この序文において、文書内のいくつかの領域をより明確にするための作業を行う際、委員の皆様の参考となるような考慮事項をいくつか盛り込みました。

また、ナイロビでの前回の HOD 非公式対面会合において、妥協点や解決策を見出すための道筋となり得る多くのアイデアが共有されたことにも触れておきたいと思います。当該会合に向けた準備資料で説明した方針に従い、私は敢えてそれらのアイデアを本文書の最初の版に盛り込みませんでした。

本文書の当面の目的は、2026 年 9 月 27 日から 30 日までタイ・バンコクの国連会議センターで開催予定の次回 HOD 非公式対面会合を支援することにあります。委員の皆様が当該会合において本「交渉支援文書」を活用し、意見の一致する領域を集約し、未解決の論点に関する検討を進め、妥協点や解決策となり得るアプローチの特定に着手されることを期待しています。

全ての委員の皆様におかれては、互いの見解や提案に対する理解を深め続けて頂くようお願いいたします。なぜなら、バンコクでの非公式会合後に作成される本「交渉支援文書」の次の版において、皆様との意見交換を通じて私が特定し、検討に付すことができるような解決策に向けて前進する必要があるからです。事務局の支援を受けて「交渉支援文書」を作成するに当たり、私は、本プロセスにおいてこれまでに公表された以下の文書や、コンタクトグループを含む過去の INC 会合での議論を参考にしました：

- 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法上拘束力ある協定のゼロドラフト (2023 年 9 月 4 日)
- 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法上拘束力ある協定草案のとりまとめ (2024 年 7 月 9 日)
- 委員会委員長の草案を含むノンペーパー (2024 年 11 月 29 日)
- 委員長テキスト (2024 年 12 月 1 日)

- 委員長ドラフトテキスト（2025年8月13日）
- 委員長ドラフトテキスト改訂案（2025年8月15日）

提示する文書が INC 会合での進展を可能な限り反映したものとなるよう、意見の相違がある箇所を特定し、明示することに努めました。同時に、異なる考え方や各項目を秩序立てて構造的に提示することで、可能な限り読みやすく、参照しやすい文書にすることを目指しました。

文書全体を囲む角括弧[]は、文書全体が加盟国による検討の対象であることを示しています。文書内の角括弧は、議論の現状を反映するためのものであり、これまでの文書で角括弧が付されていた文言や、意見の隔たりがある箇所、或いは加盟国による更なる検討が必要な箇所に使用されています。内部に角括弧がない文言について、合意済みであるとか、特定のレベルの支持を得ていると解釈すべきではありません。

更なる議論に向けた検討事項

「適用範囲」など一部のトピックについては、依然としてかなりの議論や協議が必要です。そのため、具体的な文言を記載するのではなく、「交渉支援文書」の本文中に説明的なプレースホルダーを設けることとしました。バンコクでの会合期間中もこの問題に関する協議を継続し、異なる見解を認識しつつ、加盟国の意見を文書に反映させることを目指します。

プラスチック製品に関しては、いくつかの要素を議論に含めるべきだという共通認識が生まれつつあります。しかし、政策、法、制度の面で解決すべき重要な課題が依然として残っており、加盟国間での更なる検討が必要です。テキスト内の括弧[]は、意見の一致度が高い領域を特定し、更なる検討を要するトピックを示すのに役立つものと期待しています。

加盟国は、特定の条項が本協定の全体的な枠組みや実施においてどのような役割を果たすか（或いは果たし得るか）という観点から、いくつかの条項に関する議論を再検討しても良いでしょう。例えば、情報交換に関する条項は他の多くの条項と関連し得ますが、それらの相互関係が本協定の目的達成にどう寄与するかについて理解を深めることが有益です。同様の機能的な考え方は、本協定の条文における補助機関の設置に関する問題にも適用できるでしょう。

条項の統合に関する提案についても、同様のことが言えます。私の考えでは、我々は UNEA 決議 5/14 に示された付託事項に拘束されています。従って、条項の統合を検討する際には、それが本協定とその目的のより効果的な実施に寄与するかどうか、また条項の明確化に役立つかどうかという観点から捉えるのが適切でしょう。

加盟国は、本協定と既存の国際法枠組みとの関係を明確にする必要性についても議論しており、これは本協定に特定の条項を追加する機会となり得ます。しかし、そうした条項を盛り込む場合、その構成や文言については、加盟国による更なる分析と検討が必要です。この目的のための適切な配置や内容については、独立した条項として設けるか、協定内の他の箇所（「原則とアプローチ」に関する条項など）に盛り込むか、前文に記載するか、或いはこれらを組合せるかなど、様々な選択肢が検討されてきました。加盟国は、この問題の解決に向けて議論を継続することを検討しても良いでしょう。

締約国会議の具体的な機能や、本協定に基づく意思決定の方法に関する議論については、依然として意見の隔たりが大きくなっています。また、採択時に条文に盛り込むべき事項と、締約国会議の手続きルールへの記載など、後日締約国会議によって決定され得る事項とをどのように区別するかについても、引き続き検討が行われています。こうした理由から、本文書における「締約国会議」に関する条項は、これまでの草案を踏襲しつつも、本協定に基づく意思決定に関連する 2 つの段落については括弧書きとしています。これは、加盟国間で議論が現在も継続・発展していること、及び私がナイロビで加盟国と行った協議の状況を考慮したものです。

更に留意すべき点として、本協定の実施に関する実質的な事項についての意思決定は、一般的に、協定の改正に関する意思決定の手順とは異なります。他の多くの多国間環境協定においてもこうした区別がなされており、通常、協定の改正手続きは協定本文の中に規定されています。

本「交渉支援文書」をお読み頂くに当たり、加盟国の皆様には、文書の特定の要素について私が提示した説明を考慮していただくと同時に、バランスの取れた包括的アプローチを確保するため、文書のあらゆる側面を十分に検討して頂くようお願いします。

私の 4 通目の書簡でも述べたように、本協定の策定にあたっては、採択から第 1 回締約国会議までの「暫定期間」に求められる作業も考慮に入れる必要があります。この意味合いにおいて、全権代表外交会議の決議案に盛り込み得る内容について検討を開始することが重要です。なぜなら、それらの決議案は、より広範なパッケージの一部を構成し得るものだからです。

今後の見通し

バンコクでの非公式会合終了後、私は事務局の支援を得て、本文書の第 2 版を作成する意向です。この第 2 版は、バンコクでの議論の進展状況に加え、ナイロビでの前回の会合を含

むこれまでの加盟国間のやり取りを踏まえたものとなります。これにより、未解決の課題の一部を解消し、INC-5 には、検討対象となるテキストをより整理・精緻化した状態で、かつ追加の作業を要する課題を絞り込んだ形で臨めるようになることを期待しています。

こうした点を踏まえ、加盟国の皆様には、INC-5.4 に向けて進む中で、今後の議論を通じて形作られていく「交渉支援文書」を、絶えず更新・発展していく文書として捉えて頂きたいと考えております。

「プラスチック汚染ゼロ」の未来という共通のビジョンに向け、皆様と一つになって取組んでいく決意です。

フリオ・コルダノ INC 議長

暫定訳の凡例	
Shall	しなければならない
Should	するものとする
May	することができる
Encouraged	することが推奨される

交渉支援文書

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法上拘束力ある協定を策定する政府間交渉委員会（INC）議長による非公式参考文書」2026 年 8 月 8 日

[本条約の締約国は、

2022 年 3 月 2 日に国連環境総会で採択された決議 5/14 を想起し、同決議において環境総会が国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際法上拘束力ある協定を策定する政府間交渉委員会を招集するよう要請したことに留意し、

海洋環境を含むプラスチック汚染のレベルが高く、かつ急速に増大していることが、持続可能な開発の環境的、社会的、経済的側面に影響を及ぼし、深刻な環境問題及び人の健康に対する問題となっていることを、懸念をもって認識し、

人間社会におけるプラスチックの重要な役割を認めるとともに、プラスチックの循環性を促進し、環境中へのプラスチックの流出を防止するために、プラスチックのライフサイクル全体に亘る効果的なメカニズムを確立することの重要性を強調し、

とりわけ製品設計や環境的に適正な廃棄物管理（資源効率性や循環型経済のアプローチを含む）を通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進することの重要性を再確認し、

[現在のプラスチックの生産・消費レベルが持続不可能であり、現在の廃棄物管理能力を超過しており、更に増加すると予測されているため、こうした傾向を食い止め、逆転させるための協調的な世界規模の対応が必要であることを認識し、]

多くの国において、プラスチックの回収、選別、リサイクルに対し、プラスチック部門の全ての労働者、とりわけインフォーマルな環境や協同組合、中小企業で働く人々（廃棄物回収従事者を含む）が果たしている重要な貢献を認識し、

プラスチック汚染を削減するための措置を講じること、並びにプラスチックのライフサイクル全体や、人の健康リスクを含むプラスチック汚染の世界的影響及びそれに対処する措置についての理解を深めることにおいて、科学的根拠に基づく意思決定の重要性、及び科学的・経済的・社会的・技術的な情報（伝統的知識、先住民族や地域社会の知識・科学・実践、及び地域の知識体系を含む）の貢献を強調し、

世界人権宣言、発展の権利に関する宣言、国連先住民族の権利に関する宣言、国連宣言を想起し、農民及び農村地域で働く人々の権利に関する宣言、及び清潔で健全かつ持続可能な環境に対する人権に関する国連総会決議 76/300 に留意し、

本条約のいかなる規定も、既存の国際協定から生じる締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

上記の記述が、本条約と他の国際的文書との間にヒエラルキーを創設することを意図するものではないことを理解し、

次のとおり合意した：

第1条 目的

本条約の目的は、[プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づき、]海洋環境を含むプラスチック汚染から、[人の健康及び]環境を保護することにある。

プレースホルダー：適用範囲

適用範囲へのアプローチについては、引き続き検討中である。これまでの議論では、異なるア
--

アプローチが示されている。以下の選択肢は、適用範囲に関する最終的なアプローチを予断することなく提示されている：

1. 適用範囲に関する独立した条項を設けること；
2. 条約の実体規定を通じて適用範囲を反映させること；
3. 独立した条項を設け、かつ除外対象を併記すること；また、
4. これらのアプローチを組合せること。

第2条 原則及びアプローチ

1. 締約国は、本条約の目的を達成するための行動において、[とりわけ]以下の原則及びアプローチに従うものとする：

(a) 国際連合憲章に掲げられた原則[人民の同等の権利及び自決、全ての加盟国の主権平等及び独立、本質的に国内の管轄権に属する事項への不干渉、並びに全ての人々の人権及び基本的自由の普遍的な尊重を含む]；

(b) 環境と開発に関するリオ宣言に掲げられた原則[共通だが差異ある責任、持続可能な開発、予防的アプローチ、自国の環境及び開発の政策に従って自国の資源を開発する国家の主権的権利、汚染者負担の原則、並びに自国の管轄権又は管理下にある活動が他の国家又は国家の管轄権の及ばない地域の環境に損害を与えないようにする責任を含む]；

(c) [プラスチック汚染に対処するため講じられる措置は、同一の条件が存在する国々の間での恣意的若しくは不当な差別、又は国際貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されてはならない]；

(d) 小島嶼開発途上国、後発開発途上国[及び内陸開発途上国]の特別な事情、並びに小島嶼開発途上国に対するプラスチック汚染の不均衡な影響；

(e) [利用可能な最良の科学及び科学的情報の活用]；

(f) [海洋環境を含むプラスチック汚染に対処するための行動をとる際における、先住民族の完全かつ効果的で有意義な関与及び参加、並びに適宜、地域社会の参画]；及び

(g) [プラスチック汚染の影響及び対応措置の実施による影響から生じる開発途上国である締約国の特定のニーズ、資金供与及び技術移転に関するものを含む]。

第3条 定義

1. 本条約の適用上：

(a) 「締約国」とは、本条約に拘束されることに同意し、かつ、本条約が効力を有する国家又は地域経済統合機構をいう；

(b) 「地域的経済統合機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、加盟国が本条約の規律する事項に関する権限を当該機関に移譲しており、かつ、その内部手続きに従って本条約への署名、批准、受諾、承認又は加入を行う権限を適正に付与された機関をいう。

第4条 プラスチック製品

1. 各締約国は、適宜、かつ自国の状況及び能力に従い、次の基準[の一つ又は複数]に該当するプラスチック製品を[管理する][削減する又は可能な場合には段階的に廃止する若しくはその生産及び消費を認めない]ための措置を[講じるものとする][講じなければならない]：

(a) 環境中に流出し、[汚染を引き起こす][既存の廃棄物管理システムでそうした流れの可能性が避けられない]可能性が高いもの；

(b) [人の健康又は]環境に対して許容できないリスクをもたらすもの；

(c) リユース、リサイクル、堆肥化、又はリユース可能性、耐久性、修理可能性及び再生可能性を達成するための再設計が困難であるか、若しくは不可能なもの；

(d) 大規模に循環型経済を阻害し、又は妨げるもの；

(e) [人の健康又は環境にとって懸念のある化学物質を含有するもの；][又は][及び]

(f) [環境又は人の健康にリスクをもたらすと当該締約国が特定した製品において、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含有するもの。]

2. 本条第1項を実施するに当たり、各締約国は、適宜、次の事項を考慮しなければならない：

(a) 当該プラスチック製品の必要性及びその意図された用途；

(b) 代替製品又は代替方法の環境影響、技術的実現可能性、費用負担能力、入手可能性及び利用可能性；

(c) 利用可能な最良の科学的情報及び分析；

(d) 社会経済的影響；及び

(e) 関連する場合、伝統的知識、先住民族の知識・科学・慣行、並びに地域的な知識体系の取入れ。

3. [いずれの締約国も、[本条第 1 項に言及される][附属書 X に掲げる] プラスチック製品に関し、本条約に基づく措置を導入する提案を締約国会議に提出することができる。当該提案には、以下の事項に関する情報を含めるものとする：

(a) 当該プラスチック製品の用途、放出及び漏出、リサイクル、並びに廃棄；

(b) 当該プラスチック製品、又は当該プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質が、生態系及び人の健康に及ぼすリスク；

(c) 当該プラスチック製品について当該締約国が実施している規制措置；

(d) 当該プラスチック製品の代替品及び代替手段であって、経済的及び社会的に実現可能なものの利用可能性；及び、

(e) 本条約に基づく措置の必要性を裏付けるためのその他の情報。]

4. [締約国会議は][[第 19 条の規定に基づき締約国会議の最初の会合において設置される]補助機関は]、本条第 3 項の規定に従って提出された提案を、適切に科学的及びその他の助言を考慮しつつ検討し、当該プラスチック製品に関する本条約に基づく措置について決定しなければならない。

5. 締約国会議は、締約国が本条を実施するために講じた措置について情報を提供するためのオンラインプラットフォームを構築し、その維持を図らねばならない。当該プラットフォームが構築された後は、各締約国は、本条の実施に関連して計画中又は実施中の措置について、事務局に情報を提供するように努めねばならない。

6. [締約国会議は、締約国が[最も問題のあるプラスチック製品に対処すること][本条を実施するために講じられる措置を実施すること]を支援するためガイダンスを策定しなければならない。]

7. [締約国会議は、締約国による本条の実施を支援するため、第 1 項及び第 2 項の基準及び要因、並びに科学的及び社会経済的な評価を考慮しつつ、適切に、ガイダンスの策定又は世界的な協力行動について検討しなければならない。]

8. 各締約国は、本条を実施するために講じた措置について、第 14 条の規定に従って報告しなければならない。

第 5 条 プラスチック製品の設計

1. 各締約国は、自国の事情及び能力を考慮し、以下のための適切な措置を[講じなければならない][講じるものとする]：

(a) 資源効率性や循環型経済のアプローチを含む（但し、これらに限定されない）循環性の追求に向け、プラスチック製品の設計を改善すること。その目的は以下の通りである：

(i) プラスチック製品の安全性、耐久性、リユース可能性、詰替え可能性、修理可能性及びリサイクル可能性を向上させること；

(ii) マイクロプラスチックを含むプラスチック廃棄物及びプラスチック製品の環境中への放出及び漏出を最小限に抑えること；

(iii) 資源効率性を向上させることにより、プラスチックの持続可能な生産及び消費に貢献すること；

(b) 安全性、循環性及びプラスチック廃棄物の環境上適正な管理を促進するため、プラスチック製品に含まれる材料及び添加物に関する情報の利用可能性を向上させること；

(c) 循環性（資源効率性や循環型経済のアプローチを含むがこれらに限定されない）の追求に向けた製品、技術及びサービスを含め、プラスチック製品の設計並びに代替品及びプラスチック以外の代替物の使用に関する研究、イノベーション及び開発を促進すること。その際、適切であれば、先住民族の知識、科学及び実践、並びに伝統的知識及び地域的な知識体系を考慮に入れるものとする。

2. 締約国会議は、締約国による本条の実施を支援するためのガイダンス又はガイドラインの策定に向けたプロセス及び作業スケジュールを定めるものとする。締約国会議は、当該ガイダンスを採択及び検討し、適切であれば定期的に更新するものとする。

3. 本条第 1 項を実施するに当たり、締約国は、適切であれば、関連する国際的な規格及びガイドラインを考慮に入れるものとする。

4. 各締約国は、本条第 1 項を実施するために講じた措置について、第 14 条に従って報告しなければならない。

第 6 条 放出及び漏出

1. 各締約国は、自国の状況及び能力を考慮し、適切に、プラスチック汚染の一因となるプラスチック（マイクロプラスチックを含む）の環境中への放出及び漏出を評価し、防止し、削減し、及び可能な場合には排除するための措置を講じなければならない。
2. 締約国は、環境中へのプラスチックの放出及び漏出の防止を促進するための研究の実施において、適切に協力するものとする。

第 7 条 プラスチック廃棄物の管理

1. 各締約国は、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の下で策定されたプラスチック廃棄物の環境上適正な管理に関する関連指針を考慮し、プラスチック廃棄物が環境上適正な方法で管理されることを確保するための措置を講じなければならない。

2. 本条第 1 項を実施するに当たり、各締約国は、自国の状況及び能力を考慮し、次の措置を含む措置を講じなければならない：

(a) プラスチック廃棄物の環境上適正な管理のための、国及び地方のレベルにおける制度並びに災害に強靱なインフラを[廃棄物管理の優先順位と整合的に]確立すること；

(b) 循環型経済のアプローチを促進すること；

(c) プラスチック廃棄物の回収及びリサイクルを促進するための国レベルの目標を設定すること；

(d) 国際的に合意されたルールを考慮し、ポイ捨てを防止するとともに、プラスチック廃棄物の野積み、屋外償却及び海洋投棄を禁止すること；

(e) プラスチックを含む、放棄され、紛失し、又はその他の方法で廃棄された漁具及び養殖用具を防止し、及び処分すること；

(f) 一般の意識向上及び行動変容の促進等により、プラスチック廃棄物を防止し、及び最小化すること。

3. 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が適用されない場合において、当該締約国は、関連する国際的な規則、基準及び指針並びに本条第 5

項に従って策定されたガイダンスを考慮した上で、プラスチック廃棄物の国境を越える移動を認めるための措置を適切に講じなければならない。

4. 各締約国は、関連する利害関係者の異なる役割を考慮しつつ、拡大生産者責任アプローチ、製品の循環性、又は適宜、同様の目的を果たすその他の経済的手段の構築又は促進に向けた措置を、自国の管轄権の範囲内において講じなければならない。

5. 締約国会議は、本条の実施を支援するため、作業計画を策定し、本条の実施改善を含むガイダンスを作成しなければならない。

第8条 既存及び過去のプラスチック汚染

1. 各締約国は、次のことを行うものとする：

(a) 海洋環境を含む自国の管轄権の範囲内において、既存及び過去のプラスチック汚染により最も著しい影響を受けている場所又は蓄積域を特定し、評価するための措置を講じること；

(b) 国家管轄権の及ばない区域における既存及び過去のプラスチック汚染により最も著しい影響を受けている場所又は蓄積域を特定し、評価するため、適宜、他の締約国、関連する国際機関若しくは地域機関、又はその他の利害関係者と協力すること；

(c) 特定された当該影響を受けている場所又は蓄積域における既存及び過去のプラスチック汚染に関し、適切な修復措置を講じること[本条第2項に基づき作成されるガイダンスに従い、かつ、その対象として／本条第2項に基づき作成されるガイダンスを考慮して]。

2. 締約国会議は、本条の実施を促進するため、ガイダンスを採択し、及び[関連する][修復]メカニズムを構築することができる。

第9条 公正な移行

1. 各締約国は、本条約の実施に当たり、働きがいのある人間らしい仕事、機会及び生計の促進並びに社会的保護の強化を図る観点から、特に不釣り合いな影響を受ける人々について、公正な移行を促進し、かつ、円滑化すべきである。その際、各締約国は、自国の状況及び能力を適切に考慮するものとする。

2. 各締約国は、本条第1項を実施するための措置を講ずるに当たり、プラスチック産業の労働者、廃棄物回収従事者、小規模・零細漁業者及び小規模・零細漁業に生計を依存する者を含む公式・非公式部門の労働者、並びに不釣り合いな影響を受ける地域社会及び集団の状

況を適切に考慮し、かつ、それらの者に関与するものとする。

3. 締約国は、本条の実施に当たり、知識の交換及び能力構築等を通じて、適切に協力しなければならない。

第10条 資金的資源及びメカニズム

1. 各締約国は、自国の政策、優先事項、計画及びプログラムを考慮しつつ、本条約の目的を達成することを意図した国内の活動に関し、その能力の範囲内で資源を供与し、又は動員するものとする。当該資源には、関連する政策、開発戦略及び国家予算を通じた国内資金、二国間及び多国間の資金、並びに民間部門による投資及び拠出が含まれ得る。

2. 締約国（特に開発途上国である締約国及び経済移行国である締約国）が本条約に基づく義務を効果的に実施できるか否かは、本条約に従って提供される資金的資源、能力構築、技術的支援、技術移転及び国際協力の利用可能性及びアクセス可能性に左右されるであろう。

3. 本条約に定める義務に従った支援の提供に当たっては、開発途上国である締約国（特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国）並びに経済移行国である締約国の特定のニーズ及び状況を[考慮しなければならない][考慮するものとする。]

4. 十分かつアクセス可能であり、新規性があり、予測可能で、かつ、適時性のある資金的資源を提供するためのメカニズムを、ここに設置する。当該メカニズムは、次のものを含まねばならない：

(a) 地球環境ファシリティ（GEF）信託基金；[及び]

(b) 本条約の下、ここに設立される、新たな専用の多国間基金[既存の機関内に設置されるもの]；

(c) 第8項に言及するパートナーシップと連携するための、官民調整ネットワーク。なお、各[主体]の[個別の]機能は、締約国会議[の最初の会合]において定められるものとする。

5. 当該メカニズムは、本条約の実施（締約国会議が採択した指針に整合して講じられる措置を含む）を支援するため、能力構築等の活動を含め、合意された（全額の）追加的費用を賄うための資金を、無償又は譲許的条件で提供しなければならない。

6. [発展途上国の締約国は、[彼らの責任能力の中で]当該メカニズムに貢献することに[導かねばならない][導くものとする][貢献するよう推奨される]。当該メカニズムは、民間部門

を含む他のソースからの資金提供を奨励し[多様なソースからのリソースを受け取ることができ]、かつ、自らが支援する活動のためにこうしたリソースを活用するよう[努めなければならない]。

7. 本条約の実施に対する支援を拡大するため、[締約国は]、他の締約国、多国間機関、各機関など他のソースからの[規則的な]貢献を、及び基金を推奨しなければならない[任意ベースで奨励されねばならない]。

8. 締約国はまた、本条約の目的の達成に向けた補完的かつ追加的な資金の流れを生み出すことを目指し、[適宜]官民の資金調達パートナーシップ[を通じたものを含め]により、民間資金のための環境整備を促進し、[及び奨励する][推奨される]ものとする。

9. 本条約の目的上、上記の各主体は、締約国会議の指針の下で活動し、かつ、同会議に対して説明責任を負わねばならない。

10. 締約国会議及び当該メカニズムを構成する機関は、本条の上記各項を発効するための取決めについて、締約国会議の[第1回][第2回]会合において合意しなければならない。

11. 締約国会議は、遅くとも第3回会合において、その後は定期的に、当該メカニズムの有効性及び妥当性を検討し、それに関して適切な措置を講じなければならない。当該検討においては、[国内資金、二国間、地域的及び多国間の機関並びに民間部門からの資金の流れを含む既存の資金の流れを考慮し][開発途上国である締約国のニーズを勘案し]なければならない。

第11条 国際協力を含む能力構築、技術支援及び技術移転

1. 締約国は、本条約の目的を達成するために協力することが奨励される。[先進国である]締約国は、[開発途上国である締約国及び市場経済移行国である締約国][財政的制約に直面している開発途上国である締約国]が本条約に基づく義務を履行することを支援するため、[自発的かつ相互に合意された条件で][譲許的かつ優遇的な条件で]、効果的、適時かつ適切な能力構築、技術支援及び技術移転を提供するものとする。

2. 本条に基づく[自発的かつ相互に合意された条件での][譲許的かつ優遇的な条件での]能力構築、技術支援及び技術移転は、地域的、準地域的及び国内的な取決めを通じて、並びに多国間、二国間及びパートナーシップのアプローチを通じて実施できる。

3. 締約国は、民間部門及びその他の関連する利害関係者と適宜協力し、プラスチック汚染

への対処に関連する最新かつ環境に配慮した技術の開発、移転、普及及びそれらへのアクセスを、[開発途上国である締約国及び市場経済移行国である締約国][財政的制約に直面している開発途上国である締約国]に対して促進し、円滑にするため協力することが奨励される。

4. 締約国は、[開発途上国である締約国及び市場経済移行国である締約国][財政的制約に直面している開発途上国である締約国]への[自発的かつ相互に合意された条件での][譲許的かつ優遇的な条件での]能力構築、技術支援及び技術移転の提供を円滑にするため、関連する多国間環境協定、政府間機関、科学的機関、民間部門及びその他の利害関係者と適宜協力し、調整を行うことが奨励される。当該協力は、取組みの重複を回避しつつ、本条約の効果的な実施及びその目的の達成を支援するものとする。

5. 締約国会議は、その最初の会合において、本条の下で能力構築、技術支援及び技術移転をいかにして更に強化し得るかについて勧告を行わねばならない。

第 12 条 実施及び遵守

1. 本条約の規定の実施を円滑にし、かつ、その遵守を促進するため、委員会を[メカニズムを含め]ここに設置する。委員会は、透明性が高く、円滑化を旨とし、非懲罰的かつ非対立的であり、かつ専門的知見に基づく方法で機能しなければならない。

2. 委員会は、次の事項に基づいて問題を検討することができる：

(a) 自国の遵守状況に関する締約国からの書面による提出；

(b) 締約国会議からの要請[；

(c) 第 14 条に基づく国別報告書に関して事務局から提供される情報]。

3. 本条第 1 項に規定する委員会は、個別の[及び制度的な]実施及び遵守に関する問題を検討するものとする。

4. 委員会は、締約国会議がその最初の会合において採択する様式及び手続に従って運営されねばならない。委員会は、その手続きルールを策定するものとし、当該規則は締約国会議の承認を受けなければならない。

5. 委員会は、締約国会議に対し定期的に報告を行い、適宜、勧告を行わねばならない。

第 13 条 国内計画

1. 各締約国は、それぞれの国内事情を考慮しつつ、可能な限り高い意欲を反映し、当該締約国の国内のニーズ、事情及び能力に基づき、かつ本条約を実施するために講ずることを意図する措置を含む国内計画を策定し、その実施に[努めなければならない][努めるものとする]。最初の計画は、事務局を通じて[本条約の効力発生後 3 年以内に]締約国会議に送付されるものとする。
2. 各締約国は、自国の状況及び能力に基づき、その行動の野心的な水準を高めるために、いつでも自国の計画を調整することができる。
3. 締約国は、本条第 1 項及び第 2 項を実施するに当たり、自国の計画の策定、実施、見直し及び更新を円滑に進めるため、国内の関連するステークホルダーと協議を行うものとする。
4. 締約国は、本条約の実施を円滑にするため、適切と認められる場合には、準地域的及び地域的な計画の策定及び実施に関して協力し、調整を行うことが奨励される。
5. 事務局は、本条に基づき締約国から提出された国別計画を公表しなければならない。
6. 締約国会議は、その最初の会合において、本条の実施に関する指針を採択しなければならない。

第 14 条 報告

1. 各締約国は、自国の義務を履行するために講じた措置、及び、適切と認められる場合には、第 13 条に言及する国別計画において概要が示されたものを含め、本条約のその他の規定に基づく措置について、締約国会議に報告しなければならない。
2. 各締約国は、その報告に、当該国内の行動及び措置に関する課題及び有効性についての情報に加え、本条約の義務及びコミットメントに関連するデータ及び情報、適切と認められ、かつ利用可能なものを[含めるものとする][含めなければならない]。
3. 締約国会議は、その最初の会合において、本条第 1 項に言及する国別報告のための様式、報告の頻度、実施方法及び指針を採択しなければならない。
4. 事務局は、本条に基づき締約国から提出された国別報告を公表しなければならない。

第 15 条 有効性の評価

1. 締約国会議は、本条約の有効性を定期的に評価しなければならない。最初の評価は、本条約の効力発生の日から 6 年以内に行い、その後は締約国会議が決定する間隔で行わねばならない。

2. 評価は、利用可能な科学的、環境的、技術的、財政的及び社会経済的な情報に基づいて行わねばならない。当該情報には次のものを含めることができる：

(a) 第 14 条に言及する国別報告；

(b) 第 12 条に言及する委員会から提供される情報及び勧告；

(c) 第 16 条に言及される情報を含め、締約国会議が関連すると認めるその他の情報。

3. 締約国会議は、その最初の会合において、本条第 1 項に言及される評価のための実施要領を採択しなければならない。

第 16 条 情報の交換

1. 全ての締約国は、本条約の目的を支援するための情報の交換を促進することが奨励される。

2. 全ての締約国は、本条約に基づく情報の交換及び連絡を行うための国内の連絡窓口を指定することが奨励される[指定しなければならない]。

3. 本条第 1 項に言及される情報を交換する際、全ての締約国は、事務局が維持するオンラインプラットフォームを適宜利用することが奨励される。

4. 全ての締約国は、知識を共有し、かつ、持続可能な解決策の複製や規模拡大の事例を含む成功例を強調するために、既存のプロセス、イニシアティブ及びネットワークから学び、それらを発展させることが奨励される。

第 17 条 公衆への情報提供、意識啓発、教育及び研究

1. 締約国は、本条約の実施に関連して、プラスチック汚染[人の健康へのリスクを含め]に関する[情報]、一般の意識向上、教育及び研究を推進し[アクセスを促進し]なければならない。そして、国、地域及び国際的なレベルでそうした取組みを適宜促進しなければならない。また、関連する地方自治体や準国レベルの政府、並びに政府間機関及び非政府組織と適宜協力し、[その際、関連する情報及びデータへの理解及びアクセスを向上させる上での国際的な連携及び協力の重要性を認識]しなければならない。

2. 各締約国は、一般の参加や情報へのアクセスを促進することなどにより、プラスチック汚染の影響に関する意識の向上、理解の増進、及び、自発的かつ相互に合意された条件に基づく情報共有のための措置を促進し、そして円滑化しなければならない。

3. 締約国は、[それぞれの]国の事情及び能力に基づき、[人の健康リスクを含め、プラスチック汚染に関連するリスクを特定、評価、監視し、かつ必要に応じて削減するための戦略及び政策を策定することを視野に入れ]、科学技術の研究、開発、イノベーション及び協力を推進することが奨励される。

4. 締約国は、国際的な基準及び利用可能な最良の科学的知見に整合しつつ、プラスチック汚染及びその健康への潜在的影響に関連する科学的データ[並びに先住民族の知見]を収集、分析及び普及させるために、特に開発途上国及び経済移行国において、地域的な保健ネットワークなどを通じて、制度的、科学的及び技術的な能力を強化するよう適宜協力しなければならない。[締約国は、資金、技術、イノベーションの動員及び能力構築を行うことにより、これらの課題に取り組まねばならない。]

第 18 条 締約国会議

1. 本条約に基づき、締約国会議を設置する。

2. 締約国会議の最初の会合は、本条約の効力発生の日から 1 年以内に招集されなければならない。その後、締約国会議が特段の決定をしない限り、締約国会議の通常会合は 2 年ごとに開催されなければならない。

3. 締約国会議の臨時会合は、締約国会議が必要と認める時、又は、事務局から締約国に対して要請が通知された後 6 月以内に締約国の少なくとも 3 分の 1 の支持が得られることを条件として、いずれかの締約国からの書面による要請があった時に開催されなければならない。

4. 締約国会議は、その最初の会合において、コンセンサスにより、同会議並びにその補助機関の手続き及び財政ルール並びに事務局の運営を規律する財政上の規定について合意し、これらを採択しなければならない。

5. [締約国会議は、全ての実質的な事項についてコンセンサスにより合意に達するようあらゆる努力を払わねばならない。コンセンサスに達するためのあらゆる努力が尽くされ、かつ、合意に達しなかった場合には、この条約に特段の定めがある場合を除き、決定は、出席し、

かつ、投票する締約国の 4 分の 3 の多数決により行われねばならない。コンセンサスに達しない場合、この部に基づく決定及び勧告は、出席し、かつ、投票する締約国の 4 分の 3 の多数決により行われるものとし、その前に、締約国会議は、出席し、かつ、投票する締約国の 3 分の 2 の多数決により、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が尽くされた旨を決定しなければならない。本条約第 10 条の実施に関連する事項についての締約国会議の決定は、コンセンサスにより行われねばならない。]

6. [締約国会議は、手続上の事項に関する決定を、出席し、かつ、投票する締約国の過半数により採択しなければならない。]

7. 締約国会議は、この条約の実施状況を継続的に検討しなければならない。同会議は、この条約により付与された機能を遂行し、そのために、次のことを行われねばならない：

(a) この条約の実施のために必要と認める補助機関を設置すること；

(b) 適当な場合には、権限を有する国際機関並びに政府間機関及び非政府機関と協力すること；

(c) この条約の実施に関連する決定を採択すること；

(d) この条約に定める他の機能又はその実施のために必要とされる機能を遂行すること。

8. 国連、その専門機関及び関連機関、並びに本条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして参加することができる。本条約の対象となる事項について適格性を有し、かつ、締約国会議の会合にオブザーバーとして参加する意向を事務局に通知した機関（国内機関か国際機関か、政府機関か非政府機関かを問わない。）は、当該会合に出席している締約国の 3 分の 1 以上が異議を申し立てない限り、参加を認められる。オブザーバーの参加の承認及び参加そのものについては、締約国会議が採択する手続きルールに従われねばならない。

第 19 条 補助機関

締約国会議は、その最初の会合において、科学的及び技術的な情報、評価並びに助言を提供し、締約国会議による情報に基づいた意思決定を支援し、かつ、本条約の実施状況の評価及び検討において締約国会議を補佐するための補助機関を設置しなければならない。

第 20 条 事務局

1. 本条約に基づき、事務局を設置する。

2. 事務局の機能は、次のとおりとしなければならない：

(a) 締約国会議及びその補助機関の会合の準備及び手配を行い、必要に応じてそれらの機関に業務上のサービスを提供すること；

(b) 要請に応じ、締約国による本条約の実施を支援するための援助を促進すること；

(c) 締約国会議が要請する報告書を作成し、締約国に提供すること；

(d) 他の関連する国際機関及び国際的枠組みの事務局と、適宜、その活動を調整すること；

(e) 締約国会議の全体的な指針の下、その機能を効果的に遂行するために必要な行政上及び契約上の取決めを行うこと；

(f) 本条約に規定されるその他の事務局機能及び締約国会議が決定するその他の機能を遂行すること。

第 21 条 紛争の解決

1. 締約国は、紛争を防止するために協力し、かつ、本条約の解釈又は適用に関する紛争については、交渉又は自ら選択するその他の平和的手段により解決するよう努めなければならない。

2. 地域的経済統合機関ではない締約国は、この条約の批准、受諾、承認若しくは加入の際、又はその後いつでも、寄託者に提出する書面による宣言において、この条約の解釈又は適用に関する紛争に関し、同一の義務を受諾する締約国との関係において、次の紛争解決手段の一又は双方を強制的であると認める旨を宣言することができる：

(a) 締約国会議が採択する手続に従う仲裁；

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託。

3. 地域的経済統合機関である締約国は、本条第 2 項(a)に規定する手続に従う仲裁に関し、同様の効力を有する宣言を行うことができる。

4. 本条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき行われた宣言は、その条件に従って効力を失う時まで、又はその撤回の書面による通知が寄託者に寄託された後 3 月が経過する時まで、効力を有しなければならない。

5. 宣言の効力の消滅、撤回の通知又は新たな宣言は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁廷又は国際司法裁判所に係属中の手続きにいかなる影響も及ぼしてはならない。

6. 紛争の当事者が本条第 2 項又は第 3 項に基づき同一の紛争解決手段を受諾しておらず、かつ、一方の当事者が他方の当事者に対して紛争の存在を通知した後 12 月以内に本条第 1 項に定める手段によって紛争を解決することができなかった場合には、紛争当事者のいずれかの請求により、当該紛争は調停委員会に付託されねばならない。調停委員会は、勧告を含む報告書を作成するものとする。調停委員会に関する追加的な手続きは、締約国会議が遅くともその第 2 回会合において採択する決定に盛り込まれねばならない。

第 22 条 条約の改正

1. 本条約の改正は、いずれの締約国も提案することができる。

2. 本条約の改正は、締約国会議の会合において採択されねばならない。提案された改正の本文は、その採択が提案される会合の少なくとも 6 月前に、事務局から締約国に送付されねばならない。事務局はまた、当該改正案を本条約の署名国にも送付し、かつ、情報として寄託者にも送付しなければならない。

3. 締約国は、本条約の改正案について合意に達するようあらゆる努力を払わねばならない。合意に至るためのあらゆる努力が尽くされたにも係らず合意に達しなかった場合には、当該改正は、最後の手段として、会合において出席し投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により採択されねばならない。

4. 採択された改正は、寄託者から全ての締約国に対し、批准、受諾又は承認のために送付されねばならない。

5. 改正の批准、受諾又は承認は、書面により寄託者に通報されねばならない。本条第 3 項に従って採択された改正は、当該改正が採択された時点における締約国の 4 分の 3 以上による批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後 90 日目に、当該改正に拘束されることに同意した締約国について効力を生じねばならない。その後、当該改正は、その他の締約国については、当該締約国が改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後 90 日目に効力を生じねばならない。

第 23 条 附属書の採択及び改正

1. 本条約の附属書は、本条約の不可分の一部を構成し、特段の明文の規定がない限り、本

条約への言及は、同時にその附属書への言及を含まねばならない。

2. 本条約の効力発生後に採択される[追加]附属書は、手続的、科学的、技術的及び管理的な事項に限らねばならない。

3. 本条約の[追加]附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続きを適用しなければならない：

(a) 附属書は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に定める手続きに従って提案及び採択を行わねばならない；

(b) [追加]附属書を受諾することができない締約国は（第 26 条第 4 項の規定に基づき当該[追加]附属書に関する宣言を行った締約国を除く）、当該附属書の採択について寄託者が通報した日から 1 年以内に、その旨を書面により寄託者に通知しなければならない。寄託者は、受領した当該通知を遅滞なく全ての締約国に通報する。締約国は、いつでも、[追加]附属書に関する不受諾の通知を撤回する旨を書面により寄託者に通知することができ、その場合、当該附属書は、下記(c)の規定に従い、当該締約国について効力を生ずる。第 26 条第 4 項の規定に基づき宣言を行った締約国については、当該[追加]附属書は、当該附属書に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の後[90]日目に効力を生じねばならない。

(c) [追加]附属書の採択について寄託者が通報した日から 1 年が経過した時に、当該附属書は、上記(b)の規定に基づく不受諾の通知を提出しなかった全ての締約国について効力を生じねばならない。

4. 本条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生については、本条第 3 項に定める本条約の[追加]附属書の提案、採択及び効力発生の手続きと同様の手続きを適用しなければならない。[追加]附属書又は附属書の改正が本条約の改正に関連するものである場合、当該[追加]附属書又は改正は、本条約の改正が効力を生ずる時まで、効力を生じてはならない。

第 24 条 投票権

1. 本条第 2 項に規定する場合を除き、本条約の各締約国は 1 票の投票権を有しなければならない。

2. 地域的経済統合機構は、その権限に属する事項について、本条約の締約国である加盟国の数[投票の際に出席し、かつ資格が認められているものに限る。]と同数の票数をもって投票権を行使されねばならない。当該機構は、その加盟国のいずれかが投票権を行使する場合

には投票権を行使してはならず、加盟国についても同様とする。

第 25 条 署名

本条約は、[--]に、[国名][都市名]において、全ての国及び地域的経済統合機構による署名のために開放され、その後、ニューヨークの国際連合本部において、[--]から[--]まで署名のために開放されねばならない。

第 26 条 批准、受諾、承認又は加入

1. 本条約は、国及び地域的経済統合機構による批准、受諾又は承認の対象とならねばならない。本条約は、署名のために開放される期間が終了した日の翌日から、国及び地域的経済統合機構による加入のために開放されねばならない。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託されるものとする。

2. 加盟国がいずれも本条約の締約国となっていない状態で本条約の締約国となる地域的経済統合機構は、本条約に基づく全ての義務に拘束されねばならない。加盟国のうち 1 又は 2 以上が本条約の締約国である当該機構の場合には、当該機構及びその加盟国は、本条約に基づく義務の履行に関するそれぞれの責任を決定されねばならない。その場合、当該機構及び加盟国は、本条約に基づく権利を重複して行使されてはならない。

3. 地域的経済統合機構は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、本条約の規律する事項に関する自らの権限の範囲を宣言しなければならない。当該機構はまた、自らの権限の範囲に重要な変更があった場合には、寄託者に通報するものとし、寄託者は締約国に対してその旨を通報されねばならない。

4. いずれの締約国も、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、当該締約国に関しては、いかなる[追加]附属書及び附属書の改正も、それらに関する批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された時にのみ効力を生ずる旨を宣言することができる。

第 27 条 発効

1. 本条約は、[50 番目][60 番目][97 番目]の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後[90 日][120 日]目に発効しなければならない。

2. [50 番目][60 番目][97 番目]の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に本条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する各国家又は地域的経済統合機関については、本条約は、当該国家又は地域的経済統合機関がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後[90 日][120 日]目に発効しなければならない。

3. 本条第 1 項及び第 2 項の適用上、地域的経済統合機関によって寄託された書面は、当該機関の構成国によって寄託された書面に加えて計算されてはならない。

第 28 条 留保

本条約に対しては、いかなる留保も行うことができない。

暫定合意済み

第 29 条 脱退

1. いずれの締約国も、本条約が当該締約国について効力を生じた日から 3 年を経過した後はいつでも、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、本条約から脱退することができる。

2. 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から 1 年を経過した時に、又は脱退の通告において指定されるそれより後の日に発効しなければならない。

暫定合意済み

第 30 条 寄託者

国連事務総長は、本条約の寄託者とされねばならない。

暫定合意済み

第 31 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文が等しく正文である本条約の原本は、寄託者に寄託されねばならない。

以上の証拠として、下記のものは、正当に権限を与えられ、本条約に署名した。

[--]において、[--]年[--]月[--]日に策定された。

プレースホルダー：附属書

[附属書 X]